

4. 周辺施設の概要

(1) 鳥取砂丘フィールドハウス（仮称）

環境省が新たに鳥取砂丘西側に整備する「鳥取砂丘フィールドハウス（仮称）」は、既存の県休憩舎に隣接する場所に新築し、県休憩舎と一体として機能させることで砂丘西側地内の玄関口としての機能を担う予定。

同施設では、砂丘ガイドツアーや砂丘内で実施される環境教育の支援機能や砂丘の歴史・文化に関する展示ギャラリー、野外活動を支援する設備等を備える予定としており、令和5年春の開館に向けて整備を行う。

1 施設整備

(1) 施設概要

施設名	鳥取砂丘フィールドハウス		休憩舎
整備期間	R3	(平成30年度設計済) 用地取得	改修設計
	R4	工事着工・完成(見込)	
施設概要	木造平屋建、建築面積169m ²		木造平屋建、建築面積126m ² (平成元年築)
施設機能	レクチャールーム(50人程度収容) ガイドカウンター、展示、救護室、 足洗い場、屋外休憩スペース		【新設】展示コーナー 【改修】屋内休憩スペース、トイレ(バリアフリー化、洋式化)
施設管理者	環境省		鳥取県

※ 駐車場を15台分(車いす使用者用1台、乗用車用14台)整備予定(うち増設5台)

- ・フィールドハウス（仮称）は環境省が整備し（工事は施工委任を受け県が実施）、休憩舎改修は県が実施する。
- ・砂丘地内の玄関口として、砂丘へ向かう人が気軽に立ち寄れる施設をイメージした機能と外観の調和を図る。

(2) 展示概要

①休憩舎

休憩スペースを配置して多くの人に見やすく分かりやすい砂丘に関する基本情報等を展示する。

(展示例)

- ・大型の砂丘の歩き方ガイドマップ、自然観察ポイント、文学碑エピソード、アクティビティ案内
- ・四季の砂丘や多鯰ヶ池、アクティビティなどの魅力を紹介する

②フィールドハウス（仮称）

砂丘散策を含む様々な野外活動の発着地点として、事前レクチャーや振り返りのための情報を中心とした展示とする。

(展示例)

- ・砂丘の起伏を再現したジオラマ模型の展示
- ・具体的な歩き方や鑑賞ポイントを説明するマップなどを追加更新しながら展示
- ・当日の砂丘のお天気ガイド、一週間のレクチャー・イベントガイド

2 運営体制

○既設ビジターセンターの分館としてビジターセンターと一体的な運営体制を想定しており、周辺のキャンプ場やサイクリングターミナルと連携を図る。

整備イメージ



5. 自然公園法関係

(1) 山陰海岸国立公園管理運営計画書（案）※抜粋

7 烏取砂丘とその周辺地域

当地域は中国山地から河川を通じて運ばれた石英や長石等の砂粒が海から吹き上げられて形成された海岸砂丘である。砂丘中央部は、起伏が大きい馬の背を代表とする砂丘列やスリバチ等の変化に富んだ砂丘地形を有し、風と砂が織りなす風紋や砂簾、砂丘に特有の植物、昆虫等が見られる。また、東側には、ラッキョウ畑が広がる福部砂丘、南側には、砂丘砂でせき止められてできた多鯰ヶ池等、砂丘に由来する多様な地形や動植物、これらが形成する景観が特徴である。

当地域には、年間約130万もの利用者が訪れ、馬の背からの壮大な砂丘景観を眺めながらの散策や砂丘の特色を活かしたアクティビティも盛んになりつつある。

これらの利用をより一層促進するために従来型の観光利用に加え、ワンストップサービスの導入も含めて鳥取砂丘ビジターセンターや周辺施設が連携し、ガイドを通した自然観察や砂丘の特色を活かしたアクティビティ等によって、砂丘の多様な魅力やその楽しみ方を利用者に発信するとともに、多様で広域的な利用の促進と資源の磨き上げに努める。

- 展望地から望む、砂丘列、すり鉢、オアシス等、変化に富んだ地形を呈する広大な砂丘の景観



鳥取砂丘 馬の背

- 高低差が最大47mある砂丘列から見下ろす海岸景観



鳥取砂丘 砂丘列

- 砂丘を散策しながら観察できる刻一刻と姿を変える風紋、砂簾等の砂丘景観



鳥取砂丘 風紋

- 間近に観察できる砂丘特有の動植物



ハイヒルガサ

- 展望地から望む紫の花を咲かせる広大なラッキョウ畑
- 展望地から望む、小島が浮かぶ神秘的な多鯰ヶ池のほとりの景観



資源名	概要・管理運営方針
福部砂丘 (第2種特別地域、第3種特別地域)	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂丘のなだらかな丘陵地形にはラッキョウ畑が広がっており、日本有数の産地となっている。特にラッキョウの花が咲く時期（10月下旬～11月上旬）には、マラソン、ウォーキング等のイベントが行われ多くの利用者が訪れている。 <p>＜管理運営方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂丘地形と農業風景が共存した特色ある砂丘景観を保全するため、開発行為にあたっては、車道や歩道からの眺望に配慮し、工作物の突出による砂丘の稜線の分断を避けるよう配慮する。
鳥取砂丘 (砂丘地内) (特別保護地区、第2種特別地域)	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地形の起状が大きく明瞭な砂丘列、スリバチ等の多様な砂丘地形及び風紋、砂簾等の砂丘地特有の現象が観察される全国的にも貴重な海岸砂丘である。 近年、保安林の成長や砂丘地に生育していなかった植物の侵入、繁茂等の自然条件等の変化により砂の移動が妨げられ、草原化が進行して砂丘本来の姿が損なわれつつあったが、鳥取砂丘再生会議（現：鳥取砂丘未来会議）による調査研究や協議を経て、関係機関やボランティア等による保安林の伐採や除草活動が行われ、復元してきている。 馬の背を中心とした散策、貴重な自然現象や動植物の自然観察、各種アクティビティ等の利用の中心的な場所である。 <p>＜管理運営方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 砂丘の特色を活かしたアクティビティ等のより一層の促進と自然観察や散策、自然を活用したイベント等の利用の質の向上のため、鳥取砂丘ビジターセンターを活用して砂丘に関する知識を深める機会や体験を創出

	<p>し、利用者の砂丘滞在時間を延ばすとともに質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂丘東側の馬の背周辺のみならず、砂丘中央部や西側など砂丘地全体のより一層の利用の促進のため、鳥取砂丘ビジターセンター西側拠点（整備予定）やキャンプ場、サイクリングターミナル等が連携し、より幅広い砂丘の魅力の体験、学習の機会を創出する。 ・現在の砂丘景観を維持するため、鳥取砂丘未来会議や関係機関が連携し、適切かつ効率的な保全事業を実施していく。 ・快適な利用環境を維持するために、イベント、アクティビティ、ドローンの撮影等による砂丘地の利用にあたっては、車馬乗入れ規制区域や鳥取県の「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」等の諸条件を踏まえ、他の利用者に危険を及ぼす行為や場所の占拠、拡声器等による必要以上の人工音の発生により、他の利用者の利用を妨げないように配慮するとともに、動植物の生育・生息状況に影響がないよう、実施者と調整を図る。 ・砂丘地内での撮影行為については、砂丘内に生息する動植物や他の利用者へ一定の配慮が必要であることから、鳥取砂丘に係る各法令所管部署間で作成した「鳥取砂丘における撮影行為についての指導マニュアル」を関係者間において適切に運用し、利用者に対し啓発と周知徹底に努める。
鳥取砂丘 (集団施設地 区内) (第2種特別 地域)	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取砂丘の砂丘地を囲む形で車道が延び、それに沿って、店舗、宿泊施設等が立ち並んでいる。東側は、砂丘利用や休憩等の拠点であり、鳥取砂丘の玄関口として、多くの利用者が訪れている。一方、西側は、野営場や宿舎、鳥取大学研究施設等、宿泊や学習拠点としての機能を備えているが、店舗等の商業施設がなく、未利用施設や未整備の遊休地がある。 <p>＜管理運営方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者にとって居心地のよい滞在環境や、サービスの提供のため、地域全体で連携した対応ができるように、鳥取砂丘未来会議といった場を活用し、関係者の連携と協働を推進する。 ・地域全体としてまとまりのある砂丘らしい街並み景観を検討するとともに、開発行為にあたっては、砂丘地内、特に馬の背からの見え方に配慮し、工作物の突出による背景の山の稜線の分断を避けるよう配慮する。 ・西側においては、西側の自然環境や歴史等の資源を活かし、鳥取砂丘内外の周辺施設が連携した利用環境整備の方向性を関係者と検討し、一層の利用促進に努める。
多鯰ヶ池 (第2種特別	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂丘の砂によって谷水がせき止められてできた「せき止め湖」であり、周

地域)	<p>囲は砂丘に保安林として植栽されたクロマツ林の他、一部スタジイが優占する社叢林や梨園等、多様な環境が見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南側の樹林の中には鳥取砂丘道路（歩道）が整備され、多鯰ヶ池と砂丘を同時に望むことができる。 ・多鯰ヶ池は、梨栽培や湯山地区の農業用水として利用されている。また、シーカヤック等によるアクティビティも盛んである。 <p>＜管理運営方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察やシーカヤック等のアクティビティのフィールドとして、より質の高い環境を提供するため、多鯰ヶ池本来の自然景観を損ねる原因となる外来生物等の把握と、その駆除に努める。 ・鳥取砂丘ビジターセンター等の周辺施設を拠点とした多鯰ヶ池を含む砂丘地域の利用をより一層促進するため、歩道及び多鯰ヶ池の舟遊利用等の利用環境の整備を検討する。
-----	--

第6章 行為許可及び公園事業の取扱いに関する事項

1 許可、届出等取扱方針

(1) 特別地域及び海域公園地区

特別地域及び海域公園地区における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成29年3月28日付け環自国発第1703284号）」第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について（平成22年4月1日付環自国発第100401008号）」において定める許可基準の細部解釈に加え、これらによらないことができる「山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」によるほか、下記の取扱方針（審査基準）による。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際して特に配慮を求める事項を指導方針として下記のとおり定める。

行為の種類	取扱方針
ア 全行為共通	<p>＜審査基準＞</p> <p>(ア) 工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均し等によって風致の保護上支障のないように処理できる場合、又は自然公園法の許可等を受けた他の行為に適切に流用できる場合はこの限りではない。</p> <p>(イ) 工事等で発生した法面及び裸地は、原則として緑化（自然侵入促進工を含む、以下同じ。）すること。</p> <p>(ウ) 緑化に使用する植物は、在来植物のうち地域に自生する種を使用すること。ただし、街路樹や庭木等、市街地等に植栽されるものであって、周辺環境に逸出して在来植生に影響を与えるおそれのない植物についてはこの限りではない。</p> <p>＜指導方針＞</p> <ul style="list-style-type: none">・貴重な野生動植物の生息・生育する地域における工作物の設置等は、当該行為の代替地の有無を十分に検討すること。やむを得ず当該行為をその地で行う場合は、その生息・生育地の分断等の影響が最小限となるよう措置を講ずるとともに、代償措置（ミティゲーション）についても検討すること。・眺望利用されている公園事業施設等からの通景や、眺望対象に与える影響等を十分に調査すること。当該施設等から行為箇所が望見される場合は、隠蔽植栽や目立たない色彩とすること等により、可能な限り影響を

	<p>軽減するための措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化は「自然公園における法面緑化指針（平成27年10月環境省自然環境局）」に沿って行うこと。 ・照明施設を設置する場合は、最新の「光害対策ガイドライン（環境省）」に従い、動植物への配慮を行うこと。
<p>イ 工作物の新 改増築 (7) 建築物</p>	<p>＜審査基準＞</p> <p>a 屋根の形態は周囲の景観になじみやすい、軒のある切妻、寄棟、入母屋等の両流れの勾配屋根とし、半球形、カマボコ形、パラペット付、陸屋根、片流れの屋根は認めない。屋根の勾配は10分の3以上10分の10以下になっていること。ただし、同一敷地内の母屋付帯の車庫や倉庫等の小規模な建築物（地上部分の水平投影面積が15m²以下。以下同じ。）にあってはこの限りではない。</p> <p>b 屋根の色彩は、周囲の景観になじみやすいこげ茶色、黒色又は暗灰色であること。ただし、自然素材又は銅板を用いる場合は、素材色も可とする。</p> <p>c 外壁の色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色、ベージュ色、灰色であること。ただし、自然素材（焼杉板、漆喰等を含む。）を用いる場合は、素材色も可とする。</p> <p>d 海水浴場等で、夏期に設置される更衣・休憩、飲食の提供・販売、レジヤー用品のレンタル・販売等を行う一時的な施設（以下、「浜茶屋等」という。）については、a及びbを適用しない。ただし、屋根の色彩については、灰色、茶色又は青色の海岸の風致景観に配慮した色彩とし、黄色、赤色等の原色は認めない。</p> <p>＜指導方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜茶屋等は、一連の建築物の水平投影面積の和を150m²以下とすること。ただし、過去に許可したものについては、その面積を上限とする。 ・鳥取砂丘集団施設地区は、公園事業施設を主体とした整備を図る地区であるため、原則として公園利用以外の目的の建築物の新築は行わないこと。特に第3及び第5整備計画区における新築は行わないこと。ただし、建替のための新築であって既存の建築物の規模を超えないものはこの限りでない。 <p>やむを得ず行為許可によって建築物を設置する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>a 第2整備計画区にあっては、隣り合う建築物（公園事業施設を含む。ただし、車庫や倉庫等の小規模な建築物を除く。以下同じ。）との水平投影外周線の間隔の基準について下記のとおりとする。</p> <p>(a) 県道湯山鳥取線より北側の区域においては、50m以上離す。</p>

	<p>(b) 鳥取砂丘線道路（車道）に面するものは、10m以上離す。</p> <p>(c) (a)及び(b)以外の施設は、30m以上離す。</p> <p>b 第4整備計画区にあっては、高さ10m以下、建坪率10%以下とし、建築物の水平投影外周線について、隣り合う建築物との間隔を150m以上、鳥取砂丘線道路（車道）の路肩からの後退距離を20m以上とする。</p> <p>c 第7整備計画区にあっては、隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔を30m以上とする。</p>
(イ) 道路	<p><審査基準></p> <p>a 撫壁等の表面仕上げは、自然石・木材等の自然材料を使用するか、自然石を模した化粧型枠等とすること。ただし、公園利用者から望見されない場所にある場合はこの限りでない。</p> <p>b 構造物等により道路法面の安定化を図る場合は、緑化を伴う工法とし、モルタル吹付は認めない。法枠工は、枠内を緑化可能な工法とすること。ただし、緑化が困難な箇所又は道路の安全確保上やむを得ない場合で、顔料を添加しこげ茶や暗灰色にするなど周辺の風致との調和を図る場合はこの限りではない。</p> <p>c 落石防護柵及び落石防護網の色彩はこげ茶色とする。ただし、金網部分は灰色系統も可とする。</p> <p>d 車両用防護柵は、ガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、高速道路であって安全上支障のある場合はこの限りでない。</p> <p>e 車両用防護柵の色彩はこげ茶色とすること（ケーブル部分を除く）。</p> <p>f 橋梁や橋脚の色彩は、こげ茶色又は灰色とする。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の線形改良工事等で廃止した道路敷は、工作物を撤去の上、修景綠化すること。 ・現在ガードレールが設置されている箇所については、更新にあたりガードケーブル又はガードパイプとすること。
(ウ) 風力発電施設	<p><指導方針></p> <p>「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成16年2月自然環境局）」、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月国立公園課）」に基づくこと。</p>
(エ) 太陽光発電施設	<p><審査基準></p> <p>a 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、主要な展望地点へ強い反射光を発しないこと。</p> <p>b 周囲に植栽する等、周辺の風致景観と調和した遮蔽措置をとること。</p>

	<p>c キュービクルやパワーコンディショナー等の関連設備、フェンスや電柱等の付帯施設は、こげ茶色とすること。ただし、b の遮蔽措置により確実に施設が周囲から目視されない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。</p> <p>d 住宅の屋根に設置する場合等、主に自家用として住宅敷地内に設置する小規模な太陽光発電施設については、a、b 及びc は適用しない。</p> <p><指導方針></p> <p>「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方（平成 27 年 2 月自然環境局）」に基づくこと。</p>
(オ) 電力施設、通信・無線施設	<p><審査基準></p> <p>a 主要な公園利用施設からの展望方向における新設や海上からの眺望の対象に支障を及ぼす新設については原則認めない。</p> <p>b 送電鉄塔、電力柱、電話柱、通信・無線施設（付帯設備含む）等の色彩はこげ茶色とする。ただし、背景が空や海等により淡色となる場合で、こげ茶色とすることで風致保護上の支障が明らかに増大すると判断される場合は、灰色とする。なお、通信環境を確保するためやむを得ない場合や、小規模な付帯設備であって風致保護上の支障が軽微なものについてはこの限りではない。</p> <p>c 主要な展望地からの展望に支障となる送電鉄塔については、原則として既存施設の建て替え以外の新設は認めない。</p> <p>d 送電鉄塔において航空障害対策を行う場合は、塗色でなく標識灯の設置によること。</p> <p><指導方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園利用施設周辺では、無電柱化を図ること。 ・新たに電線等を敷設する場合は、既設電柱に共架すること。 ・通信・無線設備は、既設支持物へ共架又は周辺施設へ添架すること。その場合も、高さは極力抑えること。 ・既存の鉄塔の塗り替えの際には、現状こげ茶色でないものについてもこげ茶色に塗装すること。
(カ) 漁港、港湾、海岸保全施設	<p><審査基準></p> <p>a 工作物の意匠は、イ 工作物 (イ) 道路の a に準じた扱いとすること。</p> <p>b 汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p><指導方針></p> <p>海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。</p>

(キ) 河川管理施設、砂防・治山施設	<p>＜審査基準＞</p> <p>イ 工作物 (イ) 道路のa、b及びcに準じた扱いとすること。</p>
(ケ) 自動販売機	<p>＜審査基準＞</p> <p>a 建築物に付帯して設置する場合は、軒下又は壁面と同一平面に納まるよう設置すること。</p> <p>b 独立して設置する場合は、木材等により外側を囲うもしくは色彩をこげ茶やベージュ等の茶色系統又は建築物壁面の色彩と同一系のものを用いる等により、風致景観への影響を軽減させること。</p>
(ケ) その他の工作物	<p>＜審査基準＞</p> <p>a 海域公園地区での工事に際しては汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p>＜指導方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周囲の景観になじみやすい茶色系統、ベージュ系統、灰色系統、自然素材の素材色とすること。 ・駐車場や屋外運動施設等の広大な敷地を要する工作物については、周囲を修景緑化すること。 ・駐車場等の付帯施設として設置される、自立型の夜間照明施設については、主要な展望地から望見されない場所に設置すること。 ・鳥取砂丘をライトアップするための照明施設は設置しないこと。 ・ライトアップを目的とした照明施設は、周辺に分布する動植物への影響に配慮した照明方法であること。 ・海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。
ウ 土石の採取	<p>＜指導方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業として行われる土石の採取の跡地は、速やかに緑化するものとし、緑化に好ましい法面勾配にする等植物の生育に配慮した工法とすること。 ・公園利用施設及びその周辺等利用者が訪れる場所においては、利用者の集中する曜日・時間帯の行為は避けること。
エ 広告物の設置等	<p>＜審査基準＞</p> <p>a 本体の色彩は、自然材料の素材色か茶色系統とすること。</p> <p>b 表示面の地色は、自然材料の素材色、茶色系統、白色又は青色を基調とすること。</p> <p>c 表示面に記載する文字は白色、黒色及び青色を基本とすること。なお、表示面に、絵図画、写真等の表示を行う場合は、色彩の限定はしないが、</p>
(ア) 営業用広告物	

	<p>落ち着いた色調とする。</p> <p>d 一時的なイベントに用いる小規模なものであって、その目的を達成するために必要な場合にあっては、a、b 及びc を適用しない。</p> <p>＜指導方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乱立防止のため、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。 ・荒廃した広告物は風致に及ぼす支障が大きいことから、清掃・修繕等の維持管理に努め、老朽化したものは撤去すること。 ・公園利用者に対する案内は多言語表記とすること。
(イ) 他の広告物	<p>＜審査基準＞</p> <p>a 本体に使用する材料は、木材や石材等の自然材料とし、やむを得ず鋼材その他の材料を使用する場合、本体の色彩は茶色系統とすること。</p> <p>b 表示面の色彩は、上記(ア) 営業用広告物の＜審査基準＞に準ずる。</p> <p>c 公共性が高いもの又は一時的なイベントに用いる小規模なものであつてその目的を達成するために必要な場合にあっては、a 及びb を適用しない。</p> <p>＜指導方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内標識等の意匠は、「自然公園等施設技術指針 第3部第7章公共標識」を参照とすること。 ・その他上記(ア) 営業用広告物の＜指導方針＞に準ずる。
オ 海面の埋立、海底の形状変更	<p>＜審査基準＞</p> <p>海域の汚濁防止措置を講じ、周辺海域に汚濁を流出させない工法とすること。</p> <p>＜指導方針＞</p> <p>海域公園地区では、藻場、岩礁等の海域景観や資源の重要性が高いことから、行為の規模は必要最小限とし、配置や工法については自然環境への影響を可能な限り小さくすること。</p>

カ 土地の形状 変更	<p>＜指導方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取砂丘において、堆砂垣等に堆積した砂を移動させる行為については、砂の移動先及び運搬経路において、生息・生育する昆虫類や植生に影響を及ぼすことがないようにすること。 ・養浜や海水浴場の整地のために行われるものについては、近隣の海域において採取した土砂を用いること。 ・砂丘や砂浜等、利用者の多く訪れる場所において重機を用いて行われるものにあっては、作業の時期や時間帯を工夫する等、利用者の目に触れる機会を減らすこと。 ・農地造成のために行われるものについては、農地以外の用途に転用しないこと。 ・工事現場以外に作業ヤード等を設ける為に行われるものについては、切土・盛土を伴う造成は行わないこと。
キ 車馬の使用	<p>＜指導方針＞</p> <p>海浜植生及び昆虫等の動物の保護のため、極力植生及び生息地を避けること。</p>

(2) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領（平成 29 年 3 月 28 日付け環自国発第 1703284 号）」第 25 の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号）」によるほか、第 5 章に掲げる主要展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な景観の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するため必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、(1) 特別地域及び海域公園地区を参考として風景の保護上適切な配慮をすること。特に海域公園地区から 1 km の範囲で行われる普通地域（海域）内での行為については、周囲海域への影響が極力少なくなるよう、必要に応じて汚濁防止膜の設置などの措置命令を行う。

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領（令和元年9月30日付け環自国発第1909302号自然環境局長通知）」によるほか、下記の取扱方針「施設の基準」に従うこと。また、国立公園事業のあり方や整備方針を定めた下記「基本方針」及び施設の維持管理や運営のあり方を定めた下記「管理方針」に留意すること。なお、鳥取砂丘集団施設地区内の事業については、各事業の取扱方針によるほか、別記「鳥取砂丘集団施設地区取扱方針」による。

事業の種類	取扱方針
(1) すべての事業	<p>＜基本方針＞</p> <p>本公園における事業の取扱方針については、1 許可、届出等取扱方針（1）特別地域及び海域公園地区（以下「1(1)」という。）ア全行為共通の取扱方針と同様とする。また、以下について留意するとともに、各項に掲げる要件に適合すること。</p> <p>下記に特に定めのない場合にあっても、施設の構造及び意匠等については、「自然公園等施設技術指針」及び1 許可、届出等取扱方針の該当項目を参考にすること。</p> <p>＜管理方針＞</p> <ul style="list-style-type: none">・公園事業を廃止するときは、新たに有効活用が図られる場合（ただし、許可基準及び審査基準に適合しない施設にあっては公園事業施設として活用される場合に限る。）を除き、施設は撤去し、跡地は原状回復及び修景緑化を行うこと。・景観、地形・地質、動植物等の本公園の魅力を知り、学び、体験する機会を創出するための施設として整備すること。・自然の仕組みや自然環境の保全の重要性を理解し、見識を深めることに寄与する事業とするよう努めること。・施設の老朽化により公園内の風致景観を損ねることがないよう維持管理体制の構築を図ること。・付帯施設も含め、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全配慮策を講ずること。・「国立公園における通景伐採の取扱いについて（平成30年3月自然環境局）」を参考に、展望施設等の適切な眺望確保に努めること。
(2) 道路 ア 車道	<p>＜基本方針＞</p> <p>車道の新築、改築又は増築にあたっては、自然地形に対する改変が必要最小限となるよう留意すること。また、日本海側特有の豪雪地帯</p>

	<p>であることを鑑み、交通の安全及び交通支障の回避・緩和のために必要な道路勾配の緩和、線形改良、除雪帯の確保等にも留意すること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、防護柵、橋梁その他付帯工作物の構造及び意匠等は、1(1)イ 工作物 (イ) 道路に準ずる。 ・標識類を設置する場合は、1(1)エ 広告物(イ)に準ずる。 <p>＜管理方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用の快適性向上を図るため、景観の優れた場所などに、必要に応じて小規模な駐車場、公衆便所及び解説板等を整備するとともに、眺望を確保するための伐採を適切に行うこと。 ・改良工事等により廃道となる部分については、工作物を撤去のうえ、在来植物のうち地域に自生する種により修景緑化すること。
イ 歩道	<p>＜基本方針＞</p> <p>魅力ある公園作りのため、公園内に点在する興味地点を有機的に結合すること。また、落石等の生じ易い場所にあっては、注意標識、安全施設を設ける等利用者の安全確保に留意すること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>(ア) 周囲の景観と調和するように、階段、擁壁、防護柵等は自然石、木材、擬岩ブロック等を用いる。</p> <p>(イ) 標識等については、構造及び意匠等は1(1)エ 広告物(イ)に準ずる。</p> <p>＜管理方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保するために、適宜、耐潮性のある資材等を使用すること。 ・快適な利用ができるよう歩道入口には案内板、駐車場等、歩道沿いには道標、解説板、卓ベンチ等の整備を行うこと。 ・解説板や案内板については乱立により風致景観が損なわれることがないよう、設置目的に照らして必要と認められるものに限ることとし、必要に応じて統合を図ること。 ・歩道外への入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、注意標識、立入禁止柵等を整備すること。
(3) 宿舎	<p>＜基本方針＞</p> <p>形態、色彩については周囲の自然や街並みに配慮すること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1)イ 工作物 (ア) 建築物に準ずる。</p>

	<p>イ 周囲の景観との調和を図るため、建築物の高さは地区ごとに以下に定めるとおりとし、定めのない地区では13m以下とすること。なお、現に基準の高さを超える宿舎の増築または建て替えにあたっては、既存の高さを超えないこと。</p> <p>【大向宿舎】</p> <p>最高部の高さは15m以下とする。</p> <p>【日和山宿舎】</p> <p>最高部の高さは20m以下とする。</p> <p>【城崎温泉宿舎】</p> <p>最高部の高さは20m以下とする。</p> <p>【竹野宿舎】</p> <p>建物の高さは18m以下とする。ただし、第1種特別地域の建物の高さは既存の高さを超えないこと。</p> <p>【境宿舎】</p> <p>建物は地上3階建て以下とする。</p> <p>【今子浦宿舎】</p> <p>建物は地上3階建て以下とする。</p> <p>ウ 付帯施設</p> <p>テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）」による。ただし、今子浦宿舎の付帯テニスコートについては、本要領の第2の2及び5は要件としない。</p> <p>エ 広告物については、構造及び意匠等は1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(4) 園地	<p>＜基本方針＞</p> <p>展望、自然観察、散策、休憩、ピクニック等、当該園地の持つ機能や性格を勘案して全体計画を策定し、計画的に整備を進める。また、地形・地質、植生、展望等の自然条件を活かした整備に努めること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 特別な用途（展望台等）の場合を除き、建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p> <p>＜管理方針＞</p> <p>展望施設については、立地条件を活かすことで必要最小限の規模にとどめ、木竹の繁茂により展望が妨げられている場合は、適切に木竹の通景伐採を行うこと。</p>
(5) 休憩所	＜基本方針＞

	<p>周辺の公園利用施設等との合理的な位置を考慮し、計画的な整備を図ること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (ア) 建築物に準ずる。</p> <p>イ 休憩所の高さは13m以下とする。なお、高さが現に13mを超える施設にあっては、既存の高さを超えないこと。</p> <p>ウ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(6) 野営場	<p>＜基本方針＞</p> <p>地区の特性を生かしつつ、国立公園内の野営場として、快適な利用環境が確保されるよう施設の整備充実を図ること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 宿泊棟（コテージ、ロッジ、バンガロー等）、付帯施設（管理棟、トイレ棟、炊事棟等）の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (ア) 建築物に準ずる。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる</p> <p>＜管理方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野営場以外への立入りにより、植物の損傷や裸地化、利用者への危険のおそれがある場合は、注意標識、立入禁止柵等を整備すること。 ・場内の環境を清潔に保つため、定期的に清掃等を行うこと。
(7) 運動場	<p>＜基本方針＞</p> <p>必要最小限の規模とし、大規模な土地の改変を伴うことがなく、地形や植生等の自然条件を活かした施設の整備に努めること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 付帯施設の色彩は、周囲の景観にじみやすい茶色系統、ベージュ系統、灰色系統とすること。</p> <p>イ テニスコートについては、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理課長通知）」によること。</p> <p>ウ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(8) 水泳場	<p>＜基本方針＞</p> <p>自然海岸においての海水浴利用の安全性及び快適性の維持、向上に努めること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (ア) 建築物に準ずる</p>

	<p>る。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p> <p>＜管理方針＞</p> <p>利用水面をブイで表示するとともに、水上バイクと海水浴の利用場所を分ける等、利用者の安全確保、管理体制の強化に努めること。</p>
(9) 舟遊場	<p>＜基本方針＞</p> <p>地形の改変を極力抑えるよう留意するとともに、水質保全に留意すること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(10) 駐車場	<p>＜基本方針＞</p> <p>整備に当たっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。施設については、利用者数に応じた適正な規模とすること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 付帯施設の色彩は、周囲の景観になじむように茶色系統又は灰色系統であること。</p> <p>イ 標識類の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物 (1)に準ずる。</p>
(11) 索道運送施設	<p>＜基本方針＞</p> <p>整備に当たっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 索道敷の規模の拡大、又は最大輸送量の増加を伴う整備は、利用者数に応じた適正な輸送量を確保するために必要最小限のものと認められる場合に限る。</p> <p>イ 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p> <p>ウ 広告物の構造及び意匠等は、1(1) エ 広告物に準ずる。</p>
(12) 給水施設、排水施設	<p>＜基本方針＞</p> <p>整備に当たっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えること。施設については、地区の利用者数に応じた適正な規模とすること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>色彩は、周囲の景観になじむように茶色系統又は灰色系統であること。</p>

(13) 水族館	<p>＜基本方針＞</p> <p>山陰海岸国立公園の特徴的な海洋生物に関する理解が進むよう、解説及び展示に努めること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 特別な用途（飼育施設等）の場合を除き、建築物の構造及び意匠等は、1(1)イ 工作物（ア）建築物に準ずる。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1)エ 広告物に準ずる。</p>
(14) 博物展示施設	<p>＜基本方針＞</p> <p>自然情報の提供機能を備えた、自然とのふれあいを増進するための基幹施設として整備すること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1)イ 工作物（ア）建築物に準ずる。</p> <p>イ 広告物の構造及び意匠等は、1(1)エ 広告物に準ずる。</p> <p>＜管理方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園の適正な利用のために、最新の自然情報やアクティビティの情報を発信するとともに、地域の地形・地質、動植物、自然現象、歴史、人文等について利用者にわかりやすく解説する施設として機能するよう管理すること。 ・利用者が直接自然とのふれあい体験をするための支援や自然とふれあえる場に誘導する機能を備えるよう管理すること。
(15) ゴルフ場	<p>＜基本方針＞</p> <p>整備に当たっては、必要最小限の規模とし、地形の改変を極力抑えすること。</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア ゴルフコースの規模の拡大は認めない。なお、コースの付替えについては、ゴルフ場内の既存コースの面積の増加を伴うものは認めない。</p> <p>イ 建築物の構造及び意匠等は、1(1)イ 工作物（ア）建築物に準ずる。</p> <p>ウ 広告物の構造及び意匠等は、1(1)エ 広告物に準ずる。</p>

別記

鳥取砂丘集団施設地区取扱方針

地区	取扱方針
第1整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>鳥取砂丘への出発拠点の利用環境を整えるため、駐車場、休憩所及び博物展示施設を主体とした整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。</p> <p>施設は、極力、馬の背等海側の主要地点から見た際にクロマツ林の樹冠から著しく突出することのない高さとすること。</p>
第2整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>利用者が多く訪れる計画区であり、利用者の利便性を高めるための休憩所や宿舎を中心とした整備を行うこと。当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。</p> <p>【宿舎】</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>2 公園事業取扱方針 (3) 宿舎に示す基準に加え、隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔の基準について下記のとおりとする。</p> <p>ア 県道湯山鳥取線より北側の区域においては、50m以上離す。</p> <p>イ 鳥取砂丘線道路（車道）に面する施設は、10m以上離す。</p> <p>ウ ア及びイ以外の施設は、30m以上離す。</p>
第3整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>丘陵山腹の良好なクロマツ内の散策のための歩道等の整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、歩道（付帯施設含む。）以外の整備は認めない。</p>
第4整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>本集団施設地区の東西を連絡する車道及び歩道、並びに砂丘や多鰐ヶ池の眺望及び休憩のための施設を整備すること。</p> <p>風致の維持に重点を置き、鳥取砂丘線道路（車道）の南は、歩道及び休憩施設（付帯施設含む。）以外は認めない。また、北側は歩道（付帯施設含む。）以外は認めない。</p> <p>当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。</p> <p>【休憩所】</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 建築物の構造及び意匠等は、1(1) イ 工作物 (7) 建築物に準ずる。</p>

	<p>イ 高さは10m以下とする。</p> <p>ウ 隣り合う建築物との水平投影外周線の間隔は、150m以上とする。</p> <p>エ 建築物は鳥取砂丘線道路（車道）の路肩から可能な限り後退させる。</p>
第5整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>多鯨ヶ池の利活用に資するための歩道及び舟遊場の整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、歩道、舟遊場以外の整備は認めない。</p> <p>当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。</p> <p>【舟遊場】</p> <p>＜管理方針＞</p> <p>動力を用いないものによる利用に限定した施設とする。</p>
第6整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>鳥取砂丘の中央入り口として適切な駐車場及び付帯施設を主体とした整備を行うこと。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。</p>
第7整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>鳥取砂丘の西側の滞在型利用拠点として、周囲の景観に配慮しつつ、利用環境の質を向上させるための休憩所、宿舎、案内所、駐車場等を整備すること。</p> <p>当該計画区において特筆すべき施設の基準については、下記のとおり定める。</p> <p>【宿舎】</p> <p>＜施設の基準＞</p> <p>ア 2 公園事業取扱方針 (3) 宿舎に示す基準に加え、隣接する敷地の建築物との水平投影外周線の間隔は30m離す。</p> <p>イ 高さ13m以下とする。なお、渡り廊下で連絡されている場合は別棟として取扱う。</p>
第8整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>鳥取砂丘の西側入口として、また博物展示施設と一体的に利用されるフィールドとして、周囲の景観、特に砂丘からの眺望に配慮した休憩所、園地、歩道等を整備すること。なお、風致の維持に重点を置き、宿舎事業は認めない。</p>
第9整備計画区	<p>＜基本方針＞</p> <p>自然に親しむ拠点として、クロマツ林を活かしたフリーテントサイ</p>

	トを主体とした野営場等を整備すること。
--	---------------------